

熊本市土木設計委託業務等成績評定要領

制定 令和 2年 3月12日契約監理部長決裁

改正 令和 6年 2月16日契約監理部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、熊本市の土木工事に係る委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。なお、以下の共通仕様書は最新版によるものとする。

- (1) 地質・土質調査共通仕様書に定める地質調査業務、及び別に定める基準（考查基準）に従い定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）
- (2) 測量業務共通仕様書に定める測量業務
- (3) 設計業務等共通仕様書に定める調査業務及び計画業務並びに設計業務

2 評定は、原則として1件の設計金額が100万円を超える委託業務等について行うものとする。

(評定者)

第3条 委託業務等の評定者は、次に掲げる検査員、総括調査員及び主任調査員とする。

2 検査員とは次に掲げる者をいう。

当該委託業務等の調査員以外のもので、熊本市工事検査規程第8条第2号に規定する検査員のうちから当該委託業務等の発注部署の所属長が選任した職員。

3 総括調査員、主任調査員とは次に掲げる者をいう。

(1) 主任調査員は、熊本市公共工事関係業務委託契約約款第9条第1項により受託者に通知した担当職員とする。

(2) 総括調査員は、熊本市公共工事関係業務委託契約約款第9条第1項により受託者に通知した委託業務担当主査職員とする。

ただし、人事配置上やむを得ない場合は、各所属長が命じた職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務等の契約ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定に当たっては、別添「考査基準」により実施するものとする。

3 評定の結果は、別記様式第1の「委託業務等成績評定表」に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員である評定者は完了検査を実施したとき、総括調査員及び主任調査員である評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく「委託業務等成績評定表」を当該委託業務等の契約部署（以下「契約担当部署」という。）に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 委託者は、評定後速やかに受託者に評定点を別記様式第2により通知するものとする。

2 委託者は、前項による通知後、当該評定の修正を行ったときには、別記様式第3により遅滞なく修正通知を行うものとする。

3 委託者は、前2項による通知を行ったときは遅滞なく契約担当部署に報告するものとする。

(説明請求等)

第8条 第7条の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する熊本市の休日を含まない。）以内に、別記様式第4により委託者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 委託者は、前項による説明を求められた場合、別記様式第5により回答するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に契約を行う委託業務に適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に当初契約締結を行う委託業務等について適用する。

(別添)

考 査 基 準

1. 総括調査員審査基準

(1) 審査方法

総括調査員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（総括調査員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

2. 主任調査員及び検査員審査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。

（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3. 事故等による減点

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－１を参考として２０点まで減点することができる。

別表－１ 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	文書注意(軽傷)	文書注意(重傷・重大)	文書注意(死亡), 文書警告	指名停止(2週間～1ヶ月)	指名停止(1ヶ月～2ヶ月)	指名停止(2ヶ月～3ヶ月)	指名停止(3ヶ月以上)
考查点	－３点	－５点	－８点	－１０点	－１３点	－１５点	－２０点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・委託者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

- ・当該業務において安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

（２）修補及び履行の追完による減点

成果物に、受託者の責任に起因する契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、修補又は履行の追完が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２を参考として２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

また、熊本市土木設計委託業務等成績評定要領第７条第１項に定める評定の通知後に当該事象が発生した場合は評定要領第７条第２項に定める評定の修正を行うものとする。

別表－２ 修補又は履行の追完が実施された場合の減点基準

区分	修補又は 履行の追完の実施	故意又は重大な過失 による修補又は 履行の追完の実施
考查点	－１０点	－２０点

４．「単純調査業務」について

「設計業務等共通仕様書」第１２０４条及び第１２０５条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とする。

・「単純調査業務」の例

各部門共通

単純なデータ収集整理業務

単純なデータ処理業務

書類編集的な業務

文献収集業務

河川、砂防及び海岸

水理・水文観測業務

データ加工業務（降雨解析等）

	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び 施工設備情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

5. 適用する採点表について

（１）業務種類別の適用採点表

①【地質調査、単純調査業務、測量作業】採点表

要領第２条第１項の(1)及び(2)に規定する業務並びに要領第２条第１項の(3)に規定する業務のうち単純調査業務に適用する。

②【調査業務、計画業務】採点表

要領第２条第１項の(3)に規定する業務（単純調査業務を除く）に適用する。

③【設計業務「概略設計・予備設計」】採点表

要領第２条第１項の(3)に規定する業務のうち「概略設計・予備設計」に適用する。

④【設計業務「詳細設計」】採点表

要領第２条第１項の(3)に規定する業務のうち「詳細設計」に適用する。

（２）対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記（１）の①から④のうちの複数の業務にまたがる場合において

ては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・上記（１）の①から④の対象部分のどれかが１００万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・上記（１）の①から④の対象部分の複数が１００万円を超えるとき、もしくはどれもが１００万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を１つ選定するものとする。

これらの取扱いは、主任調査員、総括調査員及び検査員で統一するものとする。

（３）採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、主任調査員が決定する。

６．総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考査項目			業務評定
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画	20
	実施状況 の評価	執行計画	5
		品質管理	20
		業務特性	10
		創意工夫	4
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	6
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	5
結果評価		成果物の品質	30
合計			100

７．採点項目（別添エクセルファイル参照）

参考：採点上の補足

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ」に示される「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

注：「かつ／又は」とは、かつでもあり、又でもある。具体的には図表の着色部分を指す。

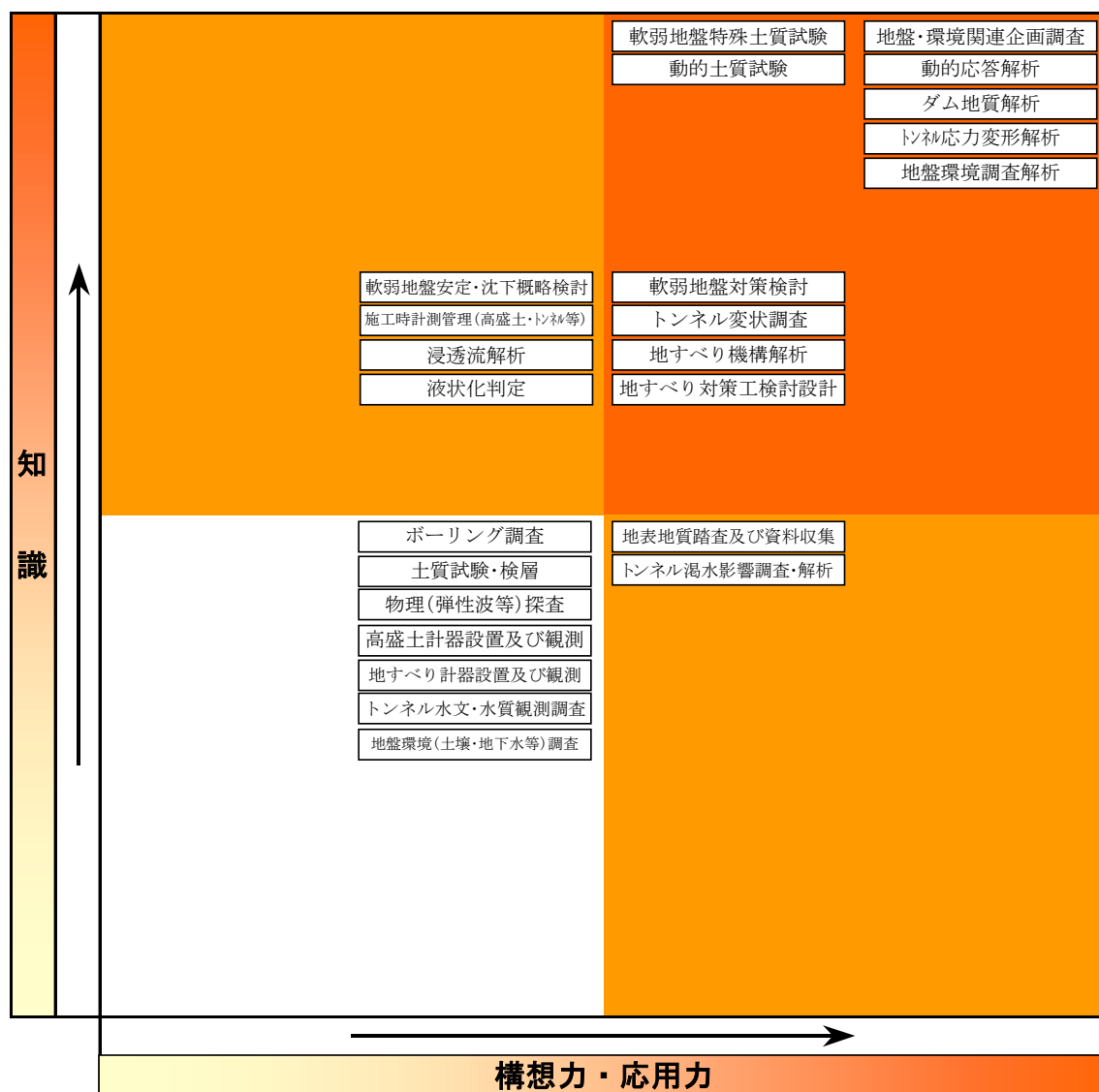


図 地質調査の例

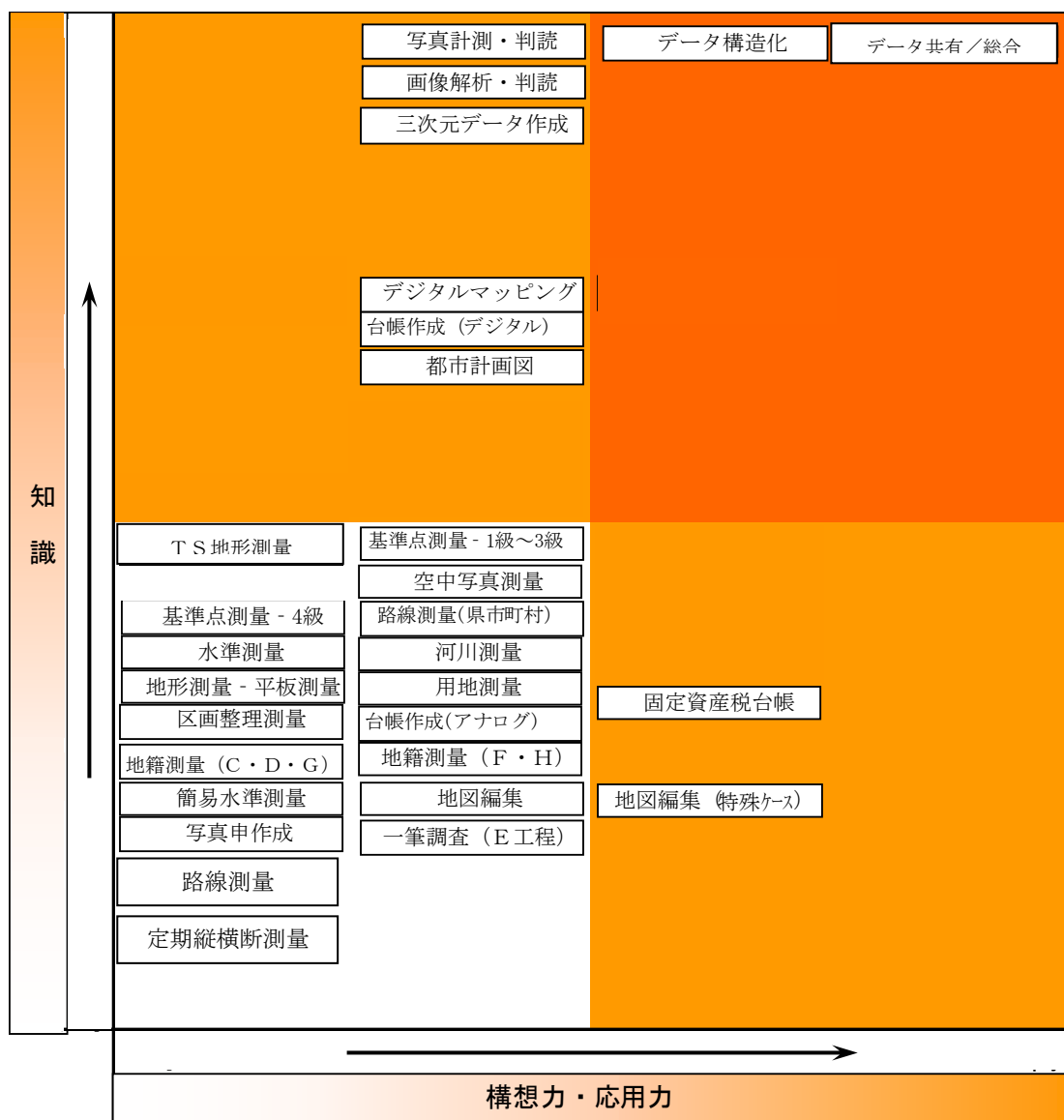


図 測量作業の例

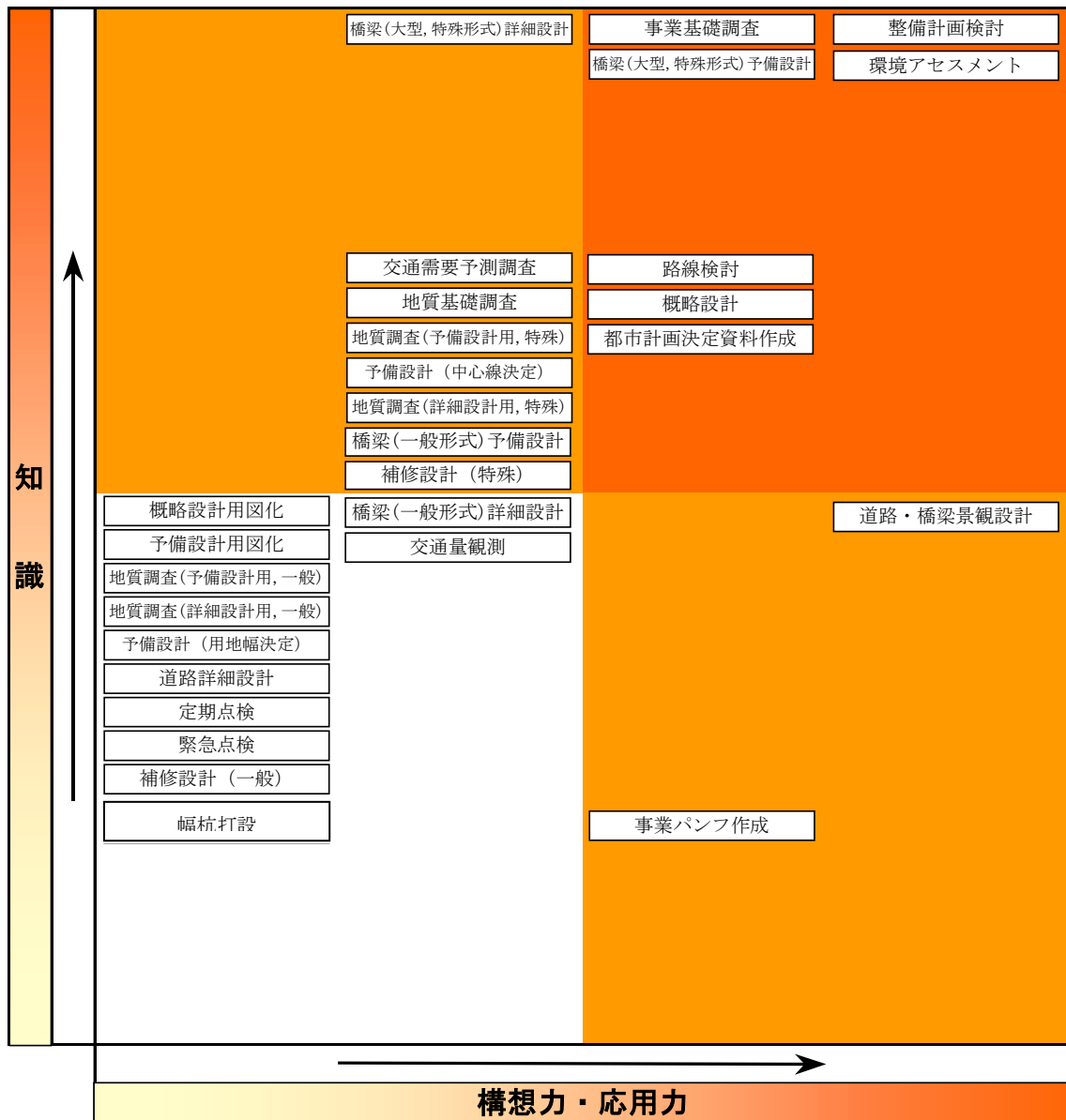


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



注：A，Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものである。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例

委託業務等成績評定表																									
令和 年 月 日																									
発注課名:																									
委託業務等名																									
契 約 金 額		当初: ¥										最終: ¥													
履 行 期 間		当初: 令和																							
完 了 年 月 日		令和			年			月			日														
完 了 検 査 年 月 日		令和			年			月			日														
契 約 相 手 方 住 所 氏 名																									
管 理 技 術 者 氏 名																									
照 査 技 術 者 氏 名																									
現 場 代 理 人 氏 名																									
担 当 技 術 者 氏 名 ①												⑤													
担 当 技 術 者 氏 名 ②												⑥													
担 当 技 術 者 氏 名 ③												⑦													
担 当 技 術 者 氏 名 ④												⑧													
総 括 調 査 員 所 属 ・ 氏 名																				60.0	点				
主 任 調 査 員 所 属 ・ 氏 名																				60.0	点				
検 査 員 所 属 ・ 氏 名																				60.0	点				
評 価 項 目			業務評定 (注1)			技術者評定																			
						管理技術者 (注1)					担当技術者 (注1)					照査技術者 (注1)									
プ ロ セ ス 評 価	実施能力の 評価	実施体制及び 執行計画	12.0			12.0					――					――									
	実施状況の 評価	執行管理	3.0			3.0					――					――									
		品質管理	12.0			12.0					――					――									
		業務特性	6.0			6.0					――					――									
		創意工夫	2.4			2.4					――					――									
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	3.6			3.6					――					――									
	取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観	3.0			3.0					――					――									
結果評 価	成果物の品質		18.0			18.0					――					――									
①小計 (注2)			60			60					0					0									
②事故等による減点			0			0					――					――									
③修補又は履行の追完による減点			0			0					――					――									
④その他 ()			0			0					――					――									
総合評定点＝①＋②＋③＋④			60			60					――					――									

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

(別記様式第2)

〇〇発第〇〇〇〇〇号

令和 年 (年) 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇 様

熊本市長 〇〇 〇〇

(公 印 省 略)

委託業務等成績評定通知書

貴社が受託した委託業務について、熊本市土木設計委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、その旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する熊本市の休日を含まない。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせは、下記の担当課にお願いします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 2 履行期間 | 自 令和 年 (年) 月 日
至 令和 年 (年) 月 日 |
| 3 完了検査年月日 | 令和 年 (年) 月 日 |
| 4 成績評定 | 評定点〇〇〇点 |
| 5 担当課 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇
熊本市〇区〇〇〇〇〇-〇-〇
熊本市〇〇局〇〇部〇〇〇課
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |

(別記様式第3)

〇〇発第〇〇〇〇〇号

令和 年 (年) 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇 様

熊本市長 〇〇 〇〇

(公 印 省 略)

委託業務等成績修正評定通知書

貴社が受託した委託業務について、熊本市土木設計委託業務等成績評定要領に基づき修正評定した結果を下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 2 履行期間 | 自 令和 年 (年) 月 日
至 令和 年 (年) 月 日 |
| 3 完了検査年月日 | 令和 年 (年) 月 日 |
| 4 成績評定 | 修正評定点〇〇〇点 |
| 5 担当課 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇
熊本市〇区〇〇〇〇〇-〇-〇
熊本市〇〇局〇〇部〇〇〇課
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |

(別記様式第4)

令和 年(20xx年) 月 日

熊本市長 様

受託者名 _____

委託業務等成績評価に係る説明請求について

令和 年(20xx年) 月 日付けで通知のありました委託業務等成績評価について、下記のとおり説明請求します。

記

1 委託業務名 ○○○○委託業務

2 説明請求概要

(別記様式第5)

〇〇発第〇〇〇〇〇号
令和 年 (年) 月 日

受託者名 様

熊本市長 〇〇 〇〇
(〇〇〇〇課扱い)
(公 印 省 略)

委託業務等成績評価に係る説明請求について(回答)

令和 年 (年) 月 日付けで説明を求められました評価内容
について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名

〇〇〇〇委託業務
- 2 説明請求に対する回答